

平成23年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成23年12月5日

午前10時09分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	植	宏君	教育委員長	川本益弘君
教育長	片倉照彦君		教育部長	福井良昌君
会計管理者	小泉義次君		選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	住井康典君			

平成23年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月5日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○議 第59号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第 3号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第 5号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○発議第11号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○発議第12号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議案の一括上程（議第47号より議第58号までの12議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時09分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成23年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成23年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。師走も半ばに差しかかり、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年3月に発生しました東日本大震災、続く原発事故、日々復興は進められておりますが、日本経済はもとより、日本人全体の意識を変える大きな出来事となりました。また、9月には台風12号の豪雨災害により、五條市、十津川村などでは甚大な被害が出るなど、町を預かる者として、住民の安心と安全をいかに守るかを、さらに深く考えなければならない年でありました。犠牲になられた方、現在も避難などをされておられる皆様にお見舞いを申し上げる次第であります。

そのような中、本町におきましては、第35回全国育樹祭のためにご行啓されました皇太子殿下が、唐古・鍵考古学ミュージアムをご視察いただきました。町として、この上ない喜びであるとともに、ご協力いただきました議員の皆様にも御礼を申し上げる次第でございます。

今期定例会におきましては、16議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から9日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は9日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

8番、辻議員、9番、吉田議員、10番、植田昌孝議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 榎 宏君 登壇）

○監査委員（榎 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る9月26日、10月25日、11月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する8月31日、9月30日並びに10月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第59号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

議 第59号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成23年12月5日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字東井上206番地

氏 名 むらい ひでお 村井 偉夫

生年月日 昭和9年10月4日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字東井上206番地、村井偉夫氏、昭和9年10月4日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり村井偉夫君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

同第3号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第3号

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年12月5日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字十六面283番地の1

氏 名 たけむら よしなり
竹村 佳也

生年月日 昭和17年10月6日

住 所 田原本町大字味間128番地の8

氏 名 ふくい よしみつ
福井 良充

生年月日 昭和18年10月11日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は公平委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字十六面283番地の1、竹村佳也氏、昭和17年10月6日生まれを、また、田原本町大字味間128番地の8、福井良充氏、昭和18年10月11日生まれ適任者として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、竹村佳也君、福井良充君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、竹村佳也君、福井良充君に同意することに決しました。

同第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

同 第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25

年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年12月5日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字阪手284番地

氏 名 もりおか やすのり
森岡 康憲

生年月日 昭和23年9月2日

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字阪手284番地、森岡康憲氏、昭和23年9月2日生まれを適任者として任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することに決しました。

同第5号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
について

○議長(松本宗弘君) 続きまして、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会

の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第5号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年12月5日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字八尾480番地の47

氏 名 田部井^{たべい}紀美子^{きみこ}

生年月日 昭和37年4月25日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字八尾480番地の47、田部井紀美子氏、昭和37年4月25日生まれを適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、田部井紀美子君に同意することにご異議ございませんか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ただいま提案の教育委員の任命につきましては、法によりまして、議会の同意を得て首長が任命することになっております。その同意をするに

当たって1点質問したいと思います。

今回は里見委員の任期満了に伴う人事と考えますが、里見委員は東小学校の校区にお住まいの方です。今回提案の田部井さんは八尾にお住まいのようですが、田原本小学校区になると思います。これまで教育委員につきましては、各校区から選ばれることになっていたと私は理解しておりますが、今回東小学校区の教育委員の後任に田原本小学校区の方をお選びになりました。田原本町の教育委員をどのような形で選出をされ、議会の同意を求められているのか、そのお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

ご承知のように、以前、教育委員につきましては各校区から推選というか、出されていたということはあったように聞いております。ただ、私が町長に就任させていただきました5年前からそのようなことをなくしまして、全町の中で教育委員としての人材として一番ふさわしい方がどなたであるのかという観点のもとで選ばせていただいているところでございまして、現在も実のところ、南小学校校区からお二人、現在、東の里見先生、それ以外に川本先生、そして北校区の森先生ということで選ばせていただいております。田原本小学校区がないというような状況でございます。こういった状況から、5年前まではそういうようなこともありました。それ以後につきましては、全町ということでお考えいただければと思います。

以上でございます。（「はい、結構です」と西川議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。

改めまして、ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、田部井紀美子君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第5号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、田部井紀美子君に同意することに決しました。

発議第11号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

発議第12号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第11号、視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書及び及び発議第12号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第11号、視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書及び及び発議第12号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第11号及び発議第12号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第11号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

本年7月からテレビのアナログ放送からデジタル放送に変わりました。それまで

7月までは、ラジオでもテレビの放送が聴けたわけですが、私も7月まではラジオでテレビの放送を聴くことが多々ございました。ところがデジタル放送が始まってから、このラジオでテレビの放送が聴けなくなりました。大変不便な状況でございました。特に作業しているときとか、通勤途上とか、そういうところでは今までテレビの情報をラジオで聴いておったわけですが、それが全く聴けなくなったという不便さを感じておりました。ただ、ご承知のようにワンセグ放送、携帯電話とかあったものですから、とりあえずそれで聴いていたというのが現状でございました。

ところが視覚障がい者の方からテレビのこのラジオが聞けなくなったから、非常に困っているというお話をお聞きいたしました。それで少しいろいろ調べてみました。それが今回4行目からちょっと書いてございます。

FM放送とテレビのアナログ放送はともにVHF帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が値段が安く1台で両方聴けるFMラジオでテレビを楽しんできました。しかし、本年7月地上波テレビはデジタル放送へと完全移行、被災3県を除く、したことによりテレビの音声をFMラジオから聴くことができなくなってしまいました。ということに、こういう結果に今なっておるそうでございます。

多機能化に伴って、テレビの操作はこれまでより複雑になっていますが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などは、メーカー任せで、なかなか進んでおりません。またテレビ情報の平等な入手にかかせない解説放送を増やす具体的な施策もない上、FMテレビが遠ざけられています。「平成18年度身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報入手の方法が第1位がテレビ（一般放送）であり、視覚障がい者の66%を占めています。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ放送は視覚障がい者にとっても不可欠である。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行う様々な職種の方々にもニーズがあり、こういったの方々にとっても欠かせないものでございました。

7月前までは、このラジオの受信機が結構、四、五十台ぐらい各電気店であったんですけども、現在私も見に行ったんですけども、四、五台しかございません。それだけテレビ放送の需要があったということでございますし、なおかつ、視覚障がい

い者の方にとっても情報バリアが引かれたという結果になっております。

このような状況の中から、情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには、情報格差をこれ以上広げない対策が求められております。

よって、国におかれては下記の事項を速やかに実施されますよう要望いたします。

1つ目は、携帯用ラジオにテレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来通りテレビ放送が聴けるようにすること。

2つ目としましては、受信機や録画機のリモコンのすべての機能が音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。

3つ目といたしまして、解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上が私の意見書であり趣旨説明でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。議員各位におかれましては、ただいまのことをご理解いただきまして、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第12号、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の指名に基づきまして、発議第12号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

東日本大震災で被災された方々は何の落ち度もないにもかかわらず、財産を奪われ、家族を奪われ、生活の糧を奪われ、途方に暮れておられます。仮設住宅に移られても、収入がない、将来の希望が見いだせないという状態のまま、数十万人の方が暮らしておられます。復旧・復興への歩みが余りにも遅い最大の原因は今の国政です。復旧・復興を本当に国政の中心に据えた取り組みが求められています。その中で、政治家、また国会議員も身を削ると言って、いろんな議論が出されています。ただ、残念なことは衆議院議員を80名削っても削減額は、わずか52億円、その

点では今、政党がもらっている政党助成金、交付金が年間約320億円と、この金額はそんなに少ない金額ではなくて、この金額を復興に使うことが大きな効果をもたらすのではないかなと思います。

先日亡くなられました西岡武夫前参議院議長は記者会見で、記者から「復興財源に政党助成金を充てるという議論が共産党ぐらいしか出ていないが」と問われて、「その指摘は確かに正しい、当然その議論もあってしかるべきだ」と述べておられました。また、朝日新聞の「声」欄には、「政治家は寄附行為をすると法律違反なので出したいけれどもできないと言う。本当に出したい気持ちがあるのなら、政党と議員が全会一致して政党助成金を半額ぐらいは拠出したらどうだろう。もとは国民の税金だ」と、こういう記事も載っていました。また、毎日新聞の「みんなの広場」には、「年間320億円という政党助成金は、国民1人当たり250円の税金が原資として使われている。つまり今回の大震災で被災した人たちが納めた税金も含まれている。それでも政党助成金をもらうつもりなのか」と、こういう厳しい声も出ています。日刊スポーツにも、「これまで受け取ってきた各政党も交付金は返上し、率先垂範して被災者とともに立ち上がる姿勢を見せてもらいたいものです」と、このような記事が載っていました。

特に東日本大震災以降、テレビや新聞、週刊誌などで、各党に助成金返上を求める世論が沸騰しています。例えば朝日新聞の「天声人語」には、「震災増税が言われる中、被災者に尽くすべきものが炊き出しに並んでいるような違和感を覚えた」と痛烈に批判していました。

こういう批判もあわせて、本町議会が今の政府の、国政の一番中心的な課題を東日本大震災の復旧・復興に焦点を据えるためにも、本町議会が政党助成金を東日本大震災救援に回せという声を上げていく意義は大きいと思います。その点ですべての議員の皆さんの活発な議論とともに、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理由とさせていただきます。

- 議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。
- 9番（吉田容工君） それでは発議第11号のデジタル放送関係の意見書について、一つ聞かせていただきます。

私どももこの視覚障がい者に対する配慮というのは大変重要だと思っています。まずこの意見書はどこへ提出される予定をされているのか、それを聞かせていただけますか。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ここでは内閣総理大臣 野田佳彦、総務大臣 川端達夫、厚生労働大臣 小宮山洋子、以上3名宛てです。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なぜ聞かせてもらいましたかと言いますと、この意見書とほぼ同じ内容の請願が国会に出されています。これは全日本視覚障がい者協議会というところが請願を集められて、それを受けて、今年の9月1日に衆議院と参議院の本会議で全会一致で採択されているわけです。

国会のほうでは、既にこの内容、そこの請願の内容が3つありまして、1番目が受信機や録画機のリモコンのすべての機能が音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じること。その際は、複数の機能を1つのボタンにあてない、操作ボタンをわかりやすくするなど、視覚障がい者の声と使いやすさを最大限考慮すること。

2つ目として、解説放送、ニュースなどテロップ、字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

3つ目として、携帯用ラジオにテレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、これまでどおりテレビ放送が聞けるようにすること。

この3つが国会で採択されています。

私がちょっとわからないのは、国会で諮るまでに各地方議会からこういうことをしてくれというのを上げて、国会のほうで取り上げてもらうというのが、本来そういう形だったと思うんですね。それで今回は、その同じ内容が国会でもう採択されて、国会議員の皆さんの意識にはそれがあると。ただ、それが実現していないから、それをさらに進めなさいということで、こういう意見書を田原本町議会で上げることが重要な意義があると考えておられるのかなとは推測はするわけです。

それで、この田原本町議会として、この意見を上げることの意義と、それと国会で既にもう9月1日に採択されてますから、これによってどこまで進んでいるかと

か、そういうもっと早く進めてくれという中身なら、またもう1つ前向きの意見書になろうと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 吉田議員の言われるとおりでございます。ですから今までの民主党政権、政府を見てますと、決まったことがなかなか実施に移せないというのが、ずっと流れでございましたので。やはり決まった限りは、速やかに実施されるよう強く要望したいと思ひまして意見書を提出させていただきました。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 発議第12号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書に賛成討論をします。

あの3・11、東日本大震災から9カ月がたとうとしています。先進国である日本が、なぜこんなに復旧・復興が遅れているのかと、はがゆい思いをしているのは被災者の人々だけでなく、全国民の思いだと私は思います。

全国の各層、各界の人々が救援に努力している中、今こそ政党助成金をこの被災者救援に充てるべきだと思います。なお、企業献金についてですが、政治家は企業や団体から多額な献金をもらえば、当然身も心もそちらに傾き、お返しをしなくてはその気持ちはなるでしょう。また、献金したほうも当然期待することがあつてのことですから。献金も個人に限るようになれば、政治家も当然国民のほうを向くはずで。

こんな弊害があると言って禁止したはずの企業献金を、いつの間にか復活させ、その上、政党助成金という新たな収入源まで確保させてしまいました。これは道理に合わず、どう見ても納得できるものではありません。

政治は国民のためにあるはずで。今多くの被災者の方々は、家族も、友人も、

仕事も、そしてふるさとを奪われ、本当に困っておられます。この助成金の残金基金の返納手続きを進め、来年度以降に廃止することと、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援に充てることを強く要望します。

各議員の皆様方のご賛同をどうかよろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第11号、視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書に賛成の討論をさせていただきます。

この件については、私ども日本共産党は去る6月7日の参議院の委員会のほうで問題提起をさせていただきました。そのときに問題提起させていただいたのは、厚生労働省が平成18年に実態調査した結果、視覚障がい者の情報入手方法の第1位がテレビということが出されていたということで、ラジオというのが二の次という形の取り上げ方をされていました。

しかし、実際は先ほど古立議員もおっしゃっていましたが、安価で操作のしやすい携帯ラジオ、これを台所や寝室に1台2台と置いておかれると。時計がわりに使っていると。携帯電話のワンセグは高価で操作も難しく、テレビを見ていると反対に電池のほうがなくなってきた、実際に使いたいときに使えないという状況もあると。その点では視覚障がい者の方が、今回の地上デジタル放送化によって、情報入手手段、生活の1つの支えを取り上げられた状態になるということを地デジ化以前に指摘をさせていただきました。そのときは、当時の片山総務相も「その点は共感できる。各メーカーに対応が図られるよう総務省としても伝えたい」という答弁をされていました。しかし、地デジ化の速度は早くて、7月24日に地上デジタル放送へ完全に移行しました。なかなかFMラジオ等の対策、視覚障がい者への対策は取られませんでした。

それを受けて、先ほども申しましたけれども、9月1日、衆議院及び参議院の両本会議で全会一致で視覚障がい者からテレビを奪わないでということと採択がされました。その点では速やかにFMラジオの対応、またテレビの操作の対応、あるいはテレビ放送の内容の障がい者対応、テロップや字幕の読み上げ等もできるように図っていただきたいと思うわけです。

残念ながら、これを実現しても今あるラジオを買い替えるという負担も、またあると思います。これがこの意見書の内容が具体化されても、さらに障がい者への配慮を行うような対策を求めていくべきかなと思います。

その点では、その第一歩として、今回提案されました視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書に賛成を表明させていただきます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第11号、視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第12号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

議案の一括上程（議第47号より議第58号までの12議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、議第47号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より、議第58号、財産の無償譲渡についてまでの12議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第47号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より、議第58号、財産の無償譲渡について

までの12議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成23年田原本町議会第4回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、概要の説明を申し上げます。

議第47号、平成23年度田原本町一般会計補正予算(第3号)につきましては、補正予算額が1億7,118万9,000円の増額で、予算総額は105億5,249万2,000円となります。

補正の内容といたしまして、まず、歳出予算のうち人件費の補正につきましては、職員の配置等に伴う過不足等の調整を図るため、第2款総務費と第3款民生費において1,742万3,000円を減額し、第7款土木費において同額を増額するものであります。

続いて、款ごとに補正の内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費、8,738万6,000円の増額は、財政調整基金積立金1億円の増額と人件費の補正に係る減額であります。

第3款民生費、6,329万1,000円の増額は、実績に基づく障害者自立支援介護・訓練等給付費及び福祉医療費助成金の増額、法改正等に伴うコンピュータシステム改修業務委託料の増額、精算に伴う国庫支出金の返納金及び後期高齢者医療・療養給付費負担金の増額、県の地域の居場所づくり推進事業補助金を活用した「老人福祉センター」等に係る備品購入費等の増額及び人件費の補正に係る減額であります。

第4款衛生費、96万8,000円の増額は、地方交付税措置の病床単価の引き

上げに伴う国保中央病院組合負担金であります。

第7款土木費、1,742万3,000円の増額は、人件費の補正に係るものでございます。そのうち367万4,000円は人件費が増額した公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

第8款消防費、212万1,000円の増額は、東日本大震災で犠牲となられた消防団員への公務災害補償の実施を確保するための、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る追加掛金を増額するものであります。

また、債務負担行為補正につきましては、いずれも指定管理料で、指定期間は平成24年度から平成26年度までの3年間、限度額は「ふれあいセンター」が1億1,400万円、「学童保育所」が7,200万円であります。

なお、財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金であります。

次に、議第48号、平成23年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が367万4,000円の増額で、予算総額は17億6,662万円となります。

補正の内容といたしましては、職員の配置等に伴う人件費の増額であります。

財源は、一般会計からの繰入金であります。

次に、議第49号、平成23年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が5万円の増額で、予算総額は3億2,943万円となります。

補正の内容といたしましては、過年度分の保険料に係る還付金の増額であります。

財源は、諸収入であります。

次に、議第50号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額が990万円の増額で、予算総額は20億4,437万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、県の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金事業を活用して、認知症高齢者グループホーム等の防災改修に要する経費を補助するものであります。

財源は、県支出金であります。

次に、議第51号、田原本町暴力団排除条例につきましては、暴力団は近年その

組織実態を隠蔽しながら、企業活動を偽装し、一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

平成23年7月から奈良県暴力団排除条例が施行されており、本町におきましても町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため定めるものであります。

次に、議第52号、公益的法人等への田原本町職員の派遣等に関する条例につきましては、職員派遣について、手続きの透明化、取り扱いの明確化など具体的な運用を定めるものであります。

次に、議第53号、田原本町保健センター設置条例の一部を改正する条例及び、議第54号、磯城休日応急診療所に関する条例の一部を改正する条例につきましては、各施設の位置を変更するものであります。

次に、議第55号、田原本町立保育所条例を廃止する条例、及び議第58号、財産の無償譲渡につきましては、宮古保育園を民間移管することに伴い条例を廃止し、また、同保育園の建物及び設備を社会福祉法人愛和会に無償譲渡するものであります。

次に、議第56号、指定管理者の指定につきましては、田原本町学童保育所の指定管理者に、天理市兵庫町字鎌田332番地の1 特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル 理事長 山田充央を指定し、指定の期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。また、議第57号、指定管理者の指定につきましては、田原本町ふれあいセンターの指定管理者に、田原本町大字阪手348番地の1、社会福祉法人田原本町社会福祉協議会会長 福岡洋介を指定し、指定の期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

本日、発議者、吉田議員、森議員から、議第51号、田原本町暴力団排除条例に対する修正動議が提出されました。提出者の説明を求めます。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは議第51号、田原本町暴力団排除条例に対する修正動議の中身の提案理由を説明させていただきます。

この中身は、これから委員会等で、また本会議でも議論されると思います。それに先立ちまして、いろいろ中身を見させていただきました。

なかなか今の時代では、こういうこともしょうがないのかなという思いはします。ただ、町の責務もありましたら、町民等の責務ということで、いろいろ決められています。ただ残念なことに、私ども市民と言いますか、住民・個人にとりましては、暴力団というものがどういう人たちが暴力団かということも存じ上げませんし、今回条例に上がってるのは指定暴力団に限ってませんので、その点では、私たちがそういう情報を入手するというのは、なかなか難しいと。しかも暴力団員でなくなっから5年たってるかどうかなのかというのは、どこがどう調べるのかわからないと。その点では、いろんな町民等の責務を果たすに当たっては、本当に果たせるか、果たせてないかというのは、なかなかわからない状態になるのではないかなと思うんです。

そこで、この条例で一番気になったのは、排除に協力するとか、それとか暴力団を利することのないようというような、これはしてはいけないとか、これはしてはいけないということが、たくさん書いてあります。

そこで、私は東京都の暴力団排除条例をちょっと比べさせていただきました。そこ少し違ったのは、東京都の場合、ここは町の場合も暴力団等と契約してはだめですよと、使用承認してはだめですよと書いてますけども、東京都はどうかと。それも書いてるんですけども、もし契約した人が暴力団員だったらどうするかということで、契約書に、もしそういうことが判明した場合は、この契約は解除しますよということまで書いてあるんですね。その点では、それをしてはいけない、いけないとなっていくと、そんなときでも、もし万が一、この方が暴力団と判明した場合は、そう対応できるように、こういう書き方をしなさいというところまで書いてあります。その点では、この今提案していただいている暴力団排除条例よりは突っ込んだところまで配慮されているのかなと思います。

そこで、私どもが知らないうちに暴力団関係者と契約を結ぶ、あるいはお知り合

いになるということも、あり得ようかと思えます。そういうときに、一方的に、あなたどうしてそういうことをしたんですかとなるんじゃないかと、そういうこともあるといことも前提として、やはりこの暴力団排除条例の適用に当たっては、東京都の暴力団排除条例に書いてあります適用上の注意というのを、ぜひ今回の田原本町暴力団排除条例に加えていただきたいということで提案させていただきました。

中身は15条まで田原本町暴力団排除条例がありますが、その次に、第16条として、「この条例の適用に当たっては、町民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」これは東京都の暴力団排除条例に入っている条項ですので、これをぜひこの田原本町暴力団排除条例にも加えたいと、そういう思いで修正の動議をさせていただきました。

ぜひ皆さん検討いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） なお、この修正案については総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時04分 散会